

1 入札説明書(案)に関する質問及び回答

質問番号	頁	項目	内容	回答案
1	7	第2 1 (6) オ (サ)	「その他施設の維持管理業務を行う上で必要とされる業務」とは要求水準書P78に示される。「備品等の管理及び台帳の整備」を示すものとして理解してよろしいでしょうか。	事業者の維持管理業務を記載していますが、これらの業務を実施するうえで、必要とされる業務の意図で記載しており、ご指摘の業務のみを限定的に示すものではありません。
2	7	第2 2 (2)	現時点未公表で別途公表される予定の要求水準書(案)別紙資料は、公表の後に質問及び意見の受付期間が設定され、回答を受けることができますでしょうか。	入札公告を踏まえて、入札説明書等についての質問及び回答の予定をしています。
3	8	第2 3 (1)	代表企業の出資比率に関して考え方をお示し下さい。	基本的には、事業者の提案によるものとしております。
4	8	第2 3 (1) ア イ	「参加グループの代表企業及び構成企業は、他の参加企業又は他の参加グループを構成する企業なることを禁止します」とありますが、別グループに参加している企業Aと企業Bが、参加表明書提出以降に合併した場合、両グループは当該規定に抵触して失格となるのでしょうか？その場合、失格となる基準日は、参加表明書提出日、入札日、落札者決定日、基本協定締結日、事業契約仮契約日、事業契約締結日(議会承認日)のどの時点となるか、ご教示下さい。	参加表明書提出までに、新聞紙上若しくは関係企業において合併に関する基本合意など公知となっている場合については、入札説明書(案)により、同視しうるとの判断をせざるを得ないものと考えており、参加に当たっては十分ご配慮ください。
5	8	第2 3 (1) イ	参加表明書により、参加の意志を表明した参加グループの構成員の変更は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、……とありますがやむを得ない事情とは、参加表明後事業契約締結までに構成員が入札参加資格要件を失った場合の追加変更も含まれますか。	基本的に構成企業の変更は原則として認めないものとしており、参加資格要件の喪失によるものの想定ではなく、構成企業自らの事業参画の中止等の場合を想定しています。
6	8	第2 3 (2) ウ	確認ですが、「京都市競争入札等取扱要項に基づく競争入札参加停止を受けていないこと」という参加要件の期限が落札者決定日までとありますので、万一落札者決定日以降に入札参加停止を受けた場合、その事由をもって失格または事業契約を解除されることは無い、との理解でよろしいでしょうか？	京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条に定める契約の不締結によるものとします(京都市のホームページで確認できます。)

7	9	第2 3 (3)	入札参加者等の業務遂行能力に係る参加要件についての資格審査申請は、定められた様式に記述する方式と考えておりますが、それに記述した内容を証明する既存の書類の写し等の添付を想定されている場合には業務毎に添付資料名を事前にお示し下さい。	入札説明書に添付する様式集として提示を予定しています。
8	9	第2 3 (3)	参加企業または参加グループの構成企業としては、ア設計業務、イ工事監理業務、ウ建設業務、エ維持管理業務のそれぞれの業務について、各業務少なくとも1社は業務を実施する企業として、資格を保有している企業が参加しておくことが必要という理解でよろしいでしょうか。（例えば、工事監理業務を受託する企業は、協力会社として参加するため、構成企業としては登録しないという形式でも参加可能でしょうか。）	ご指摘の御理解で結構です。入札参加者の構成要因であり、建設工事企業と工事監理業務企業とは同一でないことを規定しており、工事監理業務の受託企業が構成企業でなければ、企業名の登録の必要はありません。ただし、契約後の届出事項並びに資格の確認は、必要となります。
9	9	第2 3 (3)	入札参加者の業務遂行能力に係る参加資格要件についてですが、1つの業務を2社以上で執り行う場合、そのうちの1社が基準を満たしていればJVでの参加でもよろしいのでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。
10	10	第2 3 (4) イ (ア)	人的関係において、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合という記載がありますが、一方の会社の役員が他方の会社の社外取締役を兼ねるといった例が昨今増えておりますので、その場合の参加制限を緩和願えないでしょうか。	入札参加表明書及び入札参加資格確認書において、社外取締役についての記載を明記し、社外取締役であることを明確にすることにより、参加制限の対象外としての取扱を考えています。
11	10	第2 5 (1)	入札説明書等に関する質問は1回のみしか予定されていませんが、入札参加者の本事業への理解を深めるためにも、2回実施して頂けないでしょうか。（1回のみでは、1回目の回答に対する質問の機会がないため、入札参加者の理解が不十分なものに留まってしまう可能性があります。）また、第一次審査に関する質問については、第一次審査書類受付前の早い段階で回答して頂けるようお願いいたします。	ご理解いただくため、入札説明書等(案)として公表し、質問の受付、また入札説明書等に併せて質問の受付及び現場説明会の開催等を予定しております。また第一次審査の質問は、入札説明書又は落札者決定基準に係わる質問と考えますが、疑義ある場合については、別途公表すべき事項について配慮する予定です。
12	11	第2 13 (1)	閉鎖会社とありますが、「発行する全部の株式が譲渡制限株式会社である株式会社」と同義であると理解してよろしいでしょうか。	会社法において、発行する種類の株式について譲渡制限を設けた会社として「非公開」と同義であり、ご理解のとおりです。（基本協定書(素案)質問1に同じ）

13	16	第2 14 (4)	事業者が事業契約を締結しない場合，市は違約金を請求できる規定があるのに対して，市が事業契約を締結しない場合の規定がありません。市が市の事由により事業契約を締結しない場合，事業者は市に対して弁護士費用，SPC設立経費等合理的な費用の請求を行えると理解してよろしいでしょうか。	契約行為に対する規定であり，市が，事業契約を締結しない場合の想定はしていません。なお，お尋ねの件については，本事業の取扱ではなく，事業契約書第86条に関する事項の取り扱いとします。
14	17	第2 15 (1) ア (イ)	割賦の金利期間をご教示下さい。割賦金利（割賦手数料）は施設引渡日（平成21年1月31日）から発生するとの理解でよろしいでしょうか？	割賦金利については，施設整備費相当額の一括支払額を除く残額が該当することになり，割賦手数料の金利期間は，平成21年4月以降となります。
15	17	第2 15 (1) イ	維持管理費のうち，修繕費等は年度毎の費用が一定にならないと思われませんが，市からの支払も実際の費用に合わせた支払となるのでしょうか。	実際に要する経費ではなく，年間の維持管理経費として判断しております。原則，維持管理費の改定に該当しない場合は，定額との理解をしています。
16	18	第2 17	京都市会の議決が得られなかったとき，事業者は市に対して損害賠償の請求その他一切の請求を行えないとありますが，事業者に帰責事由なく議決が得られなかった場合には極めて不合理な条件ですので，議会不承認リスクは市のリスクとし，弁護士費用，SPC設立経費等合理的な費用の請求を行えるよう修正していただけないでしょうか。	契約行為に対する規定であり，市が事業契約を締結しない場合の想定はしていません。なお，お尋ねの件については，本事業の取扱ではなく，事業契約書第86条に関する事項の取り扱いとします。
17	19	第3 1 (1) ~ (4)	SPCが資金調達する上で，金融機関から事業契約上の地位譲渡予約，SPCの株式の譲渡予約等の担保提供を要求してきた場合，本プロジェクト遂行する上で，担保提供が必要であることが確認できれば，市の承諾を頂けるのでしょうか。	市の事前承諾を前提として担保権の設定をして下さい。ただし，予約完結権の行使については，別途規定するものとします。
18	21	第3 4 (4) ウ	施設引渡までの事業年度（平成20年度）にかかる財務書類に関しては，監査報告書の提出は不要としていただけないでしょうか？	SPCの財務状況に係る監査報告書の提出期限については，事業契約書第54条により，事業年度の最終日から3月以内に提出されることを前提としています。
19	22	第3 6 (1) オ	事業の終了において「その他の事由に基づく解除」項目の中に，「市は，自ら本事業を維持及び継続できないと判断した場合は，選定事業者に対して180日以上前に書面で通知した上で，・・・事業を終了させることができる」とありますが，自ら本事業を維持及び継続できない判断とは，具体的にどの様な事が考えら	事業契約書第64条によるものとします。

			れるのでしょうか。	
20	22	第3 6 (3)	事業契約に違反した場合等の取り扱いにおいて「事業契約締結後…」の入札に係る記述は、SPCに対してではなく、SPCを構成する構成会社に対しての取り扱いを規定されているのでしょうか。	本事業の入札等に関する記載ですが、SPCと入札参加者との関係は、一体不可分としての理解してもよいとの考え方がされています。落札後に設立されるSPCを規定することは困難と考えています。
21	25	別紙 3 (1)	施設整備に係る起債が認められるか否かは、いつ確定するのでしょうか？起債リスク（一括支払がなされない場合または一括支払分の算定式が変更された場合に、資金調達等に関連して事業者が発生する増加費用や損害等）は貴市が負担されるとの理解でよろしいでしょうか？	契約時点において、施設整備費に係るサービス対価から一括支払い分を除いた残額である割賦支払い分は確定したものとします。
22	25	別紙 3 (1)	「施設整備に係る起債が認められる場合には、市は事業者を支払う代金の一部にこれを充当するために、市と事業者との事業契約締結後、施設整備費に係るサービスの対価の一括支払い分として、市が施設の引渡しを受けた日の属する年度の支出として、事業契約書に定める金額を事業者に支払います。」となっていますが、起債が認められるかどうかはいつ確定するのでしょうか。基準金利決定前に一括支払するかどうかを確定しない場合は、融資機関の対応が不可能と思われるます。	質問21をご参照下さい。
23	25	別紙 3 (2)	「一括支払い分は起債から充当される」とありますが、具体的な金額はいつ頃分かるのでしょうか。また事業者が想定していた起債金額が実際と異なった場合、事業者が金融機関から受ける融資金額が変更となることも考えられますが、こういった場合のサービス対価の支払額の変更はできるのでしょうか。	質問21をご参照下さい。
24	25	別紙 3 (2)	施設整備費の割賦部分について、総額の3分2が一括支払となるので、法人税法63条の長期割賦販売の要件に抵触するため、SPCの会計処理が金融処理する必要があります。よって事業計画の提案上も、割賦金融処理を前提としたものとなりますが、よろしいでしょうか。	法人税法第63条の長期割賦販売については、3分の2以下の支払いとなるため、要件に抵触するとの判断はしていませんが、税法上での特例(利益の繰り延べ)についての扱いと思慮されますので、ご提案によるものとします。

25	25	別紙 4 (1) ウ	<p>契約書における割賦手数料の算定根拠となる基準金利を落札者決定日に決定する具体的な理由についてご教示いただけますでしょうか。入札説明書(案)別紙の3(1)で規定されている一括支払い分の確定時期とも関連しますが、少なくとも一括支払い分の有無が確定した後に基準金利が決定されるようにしていただくことが不可欠と思われます。また、SPCが設立されていない落札者決定日に基準金利が確定とした場合、事業者として金利ヘッジが極めて困難なので、民間側は多大のリスクを負います。例えば、契約書における基準金利の決定日を仮契約の締結の2営業日前とすることが可能でしょうか。</p>	<p>事業者への一括支払いに関する原資として起債を充当することとしており、甲の乙への支払いのための資金調達手続きです。この起債確定と事業契約による規定については、関連はありますが、事業契約が優先するものと考え、具体的な手続きは事業契約書に基づきます。事業者の入札価格の提案により、割賦債権は確定するものと考えられます。また、基準金利の決定日については、ご要望には応じかねます。</p>
26	26	別紙 4 (1) ウ	<p>契約書における割賦手数料の算定根拠となる基準金利を落札者決定日に決定することへの対応として、落札前に予めSPCを設立し、落札者決定と同時に金利ヘッジ等を設定することも考えられますが、認めていただけますでしょうか。この場合、基本協定書等、入札説明書の一部の修正が必要となります。</p>	<p>落札日前にSPCを設立すること、また金利ヘッジ等の設定については、事業者の判断によるものであり、市がその判断について意見を述べる立場ではありません。また前段の回答を参照下さい。</p>
27	26	別紙 4 (1) ウ	<p>基準金利の決定日が落札者決定日となっていますが、金利変動リスクの負担が大きく、且つSPC設立前のため、スワップ等による金利を固定化することもできません。資金調達する上で、大きな障害となり、また提案上コストアップに繋がることから、基準金利の決定日の見直しをご検討頂けないでしょうか(例えば、施設引渡日の2営業日前)。</p>	<p>ご意見については、十分理解をしておりますが、事業契約の締結の観点から、契約金額の確定は必要となるため契約手続きの予定からも設定日については、最遅日を選定しています。</p>
28	26	別紙 4 (1) ウ	<p>初回割賦金利の金利計算期間は平成21年2月1日から9月30日までの8ヶ月間として計算すればよろしいでしょうか。また、屋外運動場に係る施設整備費についても同様に扱ってよろしいでしょうか。</p>	<p>一括支払い及び割賦債権の関係から、平成21年4月からの期間として計算することになります。また屋外運動場に係る施設整備については、理論上は、割賦債権の対象となると考えられますが、契約で規定しており、一体の債権として取扱います。</p>
29	その他	(音楽高校の見学)	<p>提案をする上で参考のために、入札公告等の時期にあわせて、現音楽高校の見学をさせて頂く機会を頂けないでしょうか。</p>	<p>学校の教育活動への影響に配慮して、できるだけ早い段階でも見学会を設定するものとし、あらためて公表します。</p>

30	その他	(埋蔵文化財発掘調査)	<p>市による埋蔵文化財発掘調査において、発掘内容によっても調査期間を大幅に変更する場合が想定されますが、この場合は市の責による工期変更であると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>埋蔵文化財発掘調査は、過去の事業用地の発掘調査、近隣調査及びその他のデータから、調査期間を十分に配慮して設定しています。また事業者の落札時期には、調査範囲、調査期間の整合性を確認します。ただし、事業契約書締結後については、同契約書(素案)第5章第4節工期の変更等に準拠して取り扱います。</p>
----	-----	-------------	---	--